

## 第13号議案

**関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件**

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月25日提出

関西広域連合長 仁 坂 吉 伸

## 関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号アを削り、同号イ中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号イを同号アとし、同号ウを同号イとする。

第12条中「職員は、任期」を「職員は」に改める。

第16条を第18条とし、第15条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等について申出があった場合における措置等）

第16条 任命権者は、会計年度任用職員が当該任命権者に対し、当該会計年度任用職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該会計年度任用職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該会計年度職員の意向を確認するための面談その他の別に定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、会計年度任用職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該会計年度任用職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 会計年度任用職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

第2条 関西広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「第5条」を「当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条」に、「2歳」を「当該子が2歳」に、「及び」を「及び引き続いて」に改め、「引き続き」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 次のいずれかに該当する会計年度任用職員

ア その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該会計年度任用職員が第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下

このアにおいて同じ。)において育児休業をしている会計年度任用職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

イ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号を削る。

第4条第2号中「この条及び次条において」を削り、「当該会計年度任用職員が当該」を「当該会計年度任用職員が、当該」に改め、同条第3号中「ため、会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する会計年度任用職員が前号の場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号の場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号の場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合において、次のいずれにも該当するとき」を「会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第6条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該会計年度任用職員がする」を「当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方職員等育児休業をする場合にあっては、当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

第4条第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到

達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがないこと。

第5条中「ため、会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている会計年度任用職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「会計年度任用職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、別に定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該会計年度任用職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方職員等育児休業をする場合にあっては、当該地方職員等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第5条に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第6条を削る。

第7条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「第2条第3号に規定する会計年度任用職員が同号の」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする」に改め、同号を同条第7号とし、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第7条 法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

